

会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る 取扱いの見直しについて（案）

1 趣 旨

現下の社会情勢に一層適応するため、都の会計年度任用職員の任用における実情等を踏まえつつ、報酬額の改定時期について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<p>○ 第一種報酬は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、原則として、各年度の4月1日に常勤職員の給与の改定率により決定する。</p>	<p>○ 第一種報酬は、前年度の報酬額を基準として、原則として、各年度の4月1日に決定する。</p> <p>○ <u>ただし、常勤職員の給与に改定があった場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、その改定時期に準じて、常勤職員の給与の改定率により決定することを基本とする。</u> <u>なお、次のいずれかに該当する者については、常勤職員の給与を改定する条例の施行日に決定する。</u></p> <p>① <u>一会計年度において任用される期間が3月以内の者</u></p> <p>② <u>1週間当たりの所定の勤務時間が15時間30分未満の者</u></p>

3 実施時期

令和6年12月1日以降に常勤職員の給与の改定が実施された場合に適用

4 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。